

# 経済産業省

20221125貿局第2号

輸入注意事項2022第16号

経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地とする原油（輸入公表三の7の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について」の規程を次のとおり制定する。

令和4年12月5日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聰

「ロシアを原産地とする原油（輸入公表三の7の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について」の制定について

「ロシアを原産地とする原油（輸入公表三の7の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について」（令和4年12月5日付け輸入注意事項2022第16号）を次のとおり制定し、令和4年12月5日から施行する。

## 附 則

この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする、この規程の施行前に本邦への輸出を目的として船積みされた貨物の輸入であって、令和5年1月19日よりも前に本邦において当該貨物の船卸しをするものについては、なお従前の例による。

ロシアを原産地とする原油（輸入公表三の7の(9)に掲げるものに限る。）の輸入に関する確認について

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

## 記

### 1. 提出書類

- (1) 「サハリン2」プロジェクトにおいて生産された原油（同プロジェクトで生産されたコンデンセートを含む原油をいう。）の輸入
- ①確認申請書（別紙様式1） 1通
  - ②当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し 1通
  - ③輸入の確認にあたり必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。
- (2) (1) 以外の原油の輸入
- ①確認申請書（別紙様式2） 2通
  - ②当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し 1通
  - ③当該貨物の輸入に係る船積みの予定が確認できる書類 1通
  - ④当該貨物の原産地を証明する書類 1通
  - ⑤当該貨物が上限価格以下であることを証明する書類 1通
  - ⑥輸入の確認にあたり必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

### 2. 提出先

資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課（1.（1）に関する書類）

資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課（1.（2）に関する書類）

### 3. その他

- (1) 確認を受けた場合は、当該貨物の輸入に関する文書、図画又は電磁的記録を5年間保存すること。
- (2) 1.（2）の確認申請は、船積みごとに行うこと。
- (3) 1.（2）⑤の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和4年外務省告示第404号）別表に定める価格をいう。

[別紙様式1]

ロシアを原産地とする原油（輸入公表三の7の(9)に掲げるもののうち、「サハリン2」プロジェクトにおいて生産されたもの）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名\_\_\_\_\_

住 所\_\_\_\_\_

電 話 番 号\_\_\_\_\_

申 請 年 月 日\_\_\_\_\_

※確認番号\_\_\_\_\_

※確認年月日\_\_\_\_\_

次の輸入の確認を申請します。

輸入の内容

関税率表記載の 9桁の番号	種類	船積みが想定される期間等 ※「船積みが想定される期間」以外の場合( ) も記入のこと
		( )の期間
輸出者の氏名住所	原 产 地	
備 考		

「サハリン2」プロジェクトにおいて生産された原油（同プロジェクトで生産されたコンデンセートを含む原油をいう。）であることを

上記のとおり確認する。

確認するに至らなかった。

経済産業大臣

の記名押印

資 格\_\_\_\_\_

記名押印\_\_\_\_\_

[別紙様式2]

ロシアを原産地とする原油（輸入公表三の7の(9)に掲げるもののうち、「サハリン2」プロジェクトにおいて生産されたもの以外のもの）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者 氏名又は名称 及び代表者の氏名_____	※確認番号_____
住所_____	※確認年月日_____
電話番号_____	
申請年月日_____	

次の輸入の確認を申請します。

輸入の内容

関税率表記載の9桁の番号	関税率表記載の品名	商品名	数量	単価	原産地	金額及び建値
船積地域及び船積港						

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和4年外務省告示第404号。以下「上限価格告示」という。）別表に定める価格以下の原油であることを

上記のとおり確認する。

確認するに至らなかった。

経済産業大臣

の記名押印

資 格\_\_\_\_\_

記名押印\_\_\_\_\_

(注) 確認日以降、通関するまでの間に上限価格告示が改正された場合、本確認書は無効とする。